

太陽光発電等の電力買取価格に関する要望書

2011,5,30

内閣総理大臣殿
経済産業大臣殿
環境大臣殿

山梨自然エネルギー発電㈱
大友 哲

今年の4月から太陽光発電の新しい料金表が発表されました。その内容は複雑で理解しにくく、運用が困難だと考えられますので、一読していただきわかりやすい内容に簡素化していただきたいと思います。また今後は、太陽光発電設備が投資の対象として転売されたり、分割されて販売されたり、名義変更されたりして行くことが予想されます。また、中古市場も取引が活発化して、補助金を受けた太陽電池が販売されることも多くあると思われしますので、実態に即した内容にしてください。

自然エネルギーが早期に導入促進され、市場が自立出来るようにするために、買取制度を以下のような内容に変更することを要望致します。

1. 太陽光発電設備の設置時期に関係なく、一律の売電価格とする。10kW未満は48円/kWhとし、10kW以上50kW未満の設備は40円/kWhとする。また過去に設置された設備も補助金の有無にかかわらず同じ価格としてください。また、他の発電設備を併設しても同じ売電価格としてください。

2. 太陽光発電設備からの電力の高値買取期間を明記しない代わりに、導入目標数量を設定して、早期に発電設備が設置されるように誘導してください。例えば最大消費電力の20%を太陽光発電の導入目標と定め、その設備量に達するまで、上記の高値買取を行ってください。また、目標達成後は数年経過後に、完全自由取引市場に移行してください。

(当社の試算によれば、10kW未満の設備で、48円で売電すれば、5~6年で十分に設置費用を回収出来ます。したがって、導入目標数量が達成されてから5年後に完全自由市場に移行しても問題ないと考えられます。)

3. 50kW以上の自然エネルギーの発電設備は太陽光発電設備だけでなく、小水力・バイオマス・風力等の全てのエネルギー源において、完全自由取引市場としてください。ただし、電力会社には、電気のみをの価値を火力発電の燃料費で買取することを義務付けてください。その買取価格は電力会社が決めるのではなく、経済産業省が算定して通知してください。(東京電力の原発停止に伴って増加する燃料費から試算される価格は12円/kWh程度です。)

自然エネルギーの環境価値は、全て書面にして市場で自由に流通出来るようにしてください。

4. 自然エネルギー発電の全量買取制度は、自由な市場の形成を妨げるので行わないでください。その理由は、固定価格買取期間が20年と長期にわたるために、将来のインフレや原油価格の上昇の恩恵を受けにくいリスクがあるために自然エネルギーの普及が妨げられる恐れがあるからです。それよりはCO2排出削減の義務付けと自然エネルギーの電力以外の環境価値の自由な取引を推進してください。また自家消費分と売電分の全ての電力の環境価値の販売を自由化し推進してください。

以上